

全国女性後援会代表委員の方々からのメッセージ

「全国女性後援会 つどい」へのメッセージ

日本共産党の輝かしい100年の歴史に重ねて、私たち女性の歩みもしっかり伴奏できていることを実感できるこの頃です。

女性や子ども、少数者など弱い立場にある人々への差別をなくし、尊厳を保障するジェンダー平等を求める国際潮流の発展を受け、綱領にジェンダー平等を明記したことは希望です。

今上映されている伊藤千代子さんの映画のなかで、繰り返し叫ばれた「正しいと思ったことは自分の意志で決める」のメッセージは、今を生きる女性たちの「不当なことに声を上げる」運動につながるものです。

振り返れば、私が働き始めた頃の公務の職場でも「トイレは男女共用」「女性にはさせられない仕事がある」「結婚・出産で退職」などがあたりまえでした。「女性が働き続けられる職場・社会をつくろう」を合言葉に職場や地域で男女平等の社会の実現をめざして女性たちが粘り強いたたかいをつづけてきました。

いま、「選択制夫婦別姓」を支持する世論は「こんなことをしたら家庭が壊れる」と言い続けるひとびとの声を圧倒しています。

売春防止法から女性への差別的な条文を削除し、貧困や性暴力の当事者らへの公的支援を明記した新法「困難女性支援法」も、全会一致で成立しました。婦人相談員として働いたこともあるので、実態を伴う支援を願っています。

このような社会の変革や発展のなかで、日本共産党の折々の的確な提言は、多くの人々を励まし指針となってきました。

参議院選挙も間近です。共産党の躍進なくして、国民の思いが具体的な形になることはありません。いのち・くらしが守られる道筋をみんなでつくってまいりましょう。

2022年5月20日

婦人民主クラブ有志後援会 石黒之俐子

メッセージ

いよいよ参議院議員選挙が目前に迫ってきています。

いうまでもなくこの選挙は今後の日本の進路に深くかわることはもちろんですが、今の世界情勢からみても戦争か平和かが現実の課題になっています。

日本国憲法前文は「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と高らかに宣言しています。

そして憲法第 9 条でこの宣言を生かすための具体的内容を明記しています。

世界に誇る憲法第9条が危機的状況になっています。

つまり、憲法第96条で憲法改正の手続きを規定しています。

その第1項に「各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」とあります。

御承知のように衆議院では改憲勢力といわれる議員が3分の2の議席を占めています。

ですから、今夏の参議院選挙ではなんとしても3分の2の議席獲得を阻止し、民主勢力の議席を大きく伸ばす必要があります。

憲法第13条では「すべて国民は、個人として尊重される」と規定されています。

コロナ禍の経済情勢下で多くの人々が明日の生活の糧を得ることが困難な状況にあります。

個人の尊厳は危機に瀕しています。

生存権保障の憲法第25条も現政権下で十分に機能していません。故櫛田ふきさん(元日本婦人団体連合会会長)は、「沈黙は共犯よ。話しましょう。行動しましょう。」といつも語り掛けていました。



2022年5月14日
弁護士 倉内節子

全国女性後援会オンラインつどいにご参加のみなさん、大変お疲れさまです。
私は全国医療労働者後援会・女性代表委員の佐々木です。本日は、業務の都合で参加することができませんので、一言メッセージを送らせていただきます。

自公政権による無為無策により、この 2 年以上も続くコロナ禍で、多くの国民のいのちと健康、そして生活が脅かされています。

コロナの感染拡大で、病床数や医師・看護師など医療従事者不足で医療崩壊に陥ったにも関わらず、政府は、今なお粛々と病床削減計画をすすめています。病床が削減されれば、それに合わせて看護師も削減されます。

コロナの第 6 波中の2月には、救急車を呼んでもすぐに搬送先が見つからない「救急搬送困難事例」が全国で、1 週間で 6,000 件にも上る事態にもなりました。「救急措置までの時間」が勝負の、重篤な循環器疾患であるにもかかわらず、受け入れる病床がない、または対応する医師や看護師がいないことにより、50 以上の病院に受け入れを断られたという事例もあります。今こそ、全ての国民が、必要な時に必要は医療が受けられる医療提供体制にしなければならないと思います。それを実現できるのが日本共産党です。誰もが安心して暮らしていける社会にするためにも、参議院選挙では、私たちの手で多くの共産党議員を国会に押し上げましょう。

日本医療労働組合連合会委員長、全労連副議長
佐々木悦子



全国女性後援会メッセージ

今度の参議院選挙は、戦争か平和かの選択が問われます。反戦平和を貫いて 100 年の日本共産党の躍進のために力を合わせましょう。9条改憲を許さず、いのち、くらし、営業を守る政治の実現、ジェンダー平等実現を求めてがんばりましょう。

先日、町内で朝のゴミ出しの後の3人の会話です。

「ロシアのウクライナ侵略の様子をテレビで見ていると怖いね。」「子どもたちが犠牲になっている。かわいそうだね。」「日本も戦争していたんだよね。叔母さんは満州から引き揚げてくるときとても苦労したそうよ。」「なんだか、日本は軍事費を 2 倍にするんだって」「戦争は絶対嫌だね。一日も早く戦争を終わらせてほしいね。平和が一番。」等等。

ひとたび戦争が起きたら、軍事対軍事では平和は実現できません。「ロシアはウクライナから撤退せよ！」の国際世論を広げ、国連憲章と国際法のルールに基づき侵略戦争を終わらせましょう。

通常国会では、憲法審査会の「定例開催」が強行され、改憲に向けての動きが急です。自民党や日本維新の会から「核共有」の声が起こり、自民党は「敵基地攻撃能力」を「攻撃能力」と言い換え、ミサイル基地だけでなく指揮統制機能等も攻撃対象とし、軍事費の増を求め、武器輸出の大幅な緩和を求める提言をしました。「戦争する国」づくりを許さず、今こそ憲法 9 条を生かした政治へと転換させましょう。

ジェンダー平等を求める運動も広がっています。企業に対して男女間の賃金差の公表を義務化することや、上場企業に対しては有価証券報告書での開示を義務づける方向が決まりま

した。これは、通常国会で志位和夫委員長や国会議員の皆さんが、男女賃金格差の是正に向け繰り返し提言した結果です。男女賃金格差是正に向けさらに運動を進めましょう。

婦団連はジェンダー平等実現のためにジェンダー4 署名(女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める請願、選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を求める請願、日本軍「慰安婦」問題の解決を求める請願、所得税法第 56 条の廃止を求める請願)の取り組みを進めています。26 日署名提出院内集会を行い、35 万 62 人分を国会に提出しました。

「女性の権利を国際基準に」と運動が広がり、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める地方議会の意見書は 155 議会(2022 年 3 月)、選択的夫婦別姓制度実現に関する意見書は 337 議会(2022 年 3 月)、所得税法第 56 条廃止を求める意見書は、561 議会(2022 年 5 月)に達しています。

憲法と女性差別撤廃条約にもとづく、平和・ジェンダー平等社会の実現のため、参議院選挙で日本共産党の躍進めざして、力を合わせましょう。

全国女性後援会代表委員・婦団連内後援会
柴田真佐子

メッセージ

2月24日に発生したロシアによるウクライナ侵攻は世界を震撼させています。ロシアの行為は、ウクライナの主権やウクライナ国民の人権を著しく侵害するだけでなく、戦争を違法化してきた国際法の基本原則を破壊するものであって絶対に許されません。

日本共産党は、100年の歴史において一貫して平和を訴え、どんなときも道理と正義を貫いてきた平和の党です。憲法9条を活かした平和外交の重要性を訴え、ロシアの大国主義を一貫して批判してきました。ロシアにも中国にも堂々と物が言える日本共産党こそが平和外交のイニシアティブをとることができます。

来る参議院議員選挙での日本共産党の飛躍を心から期待します！



山口真美(弁護士)